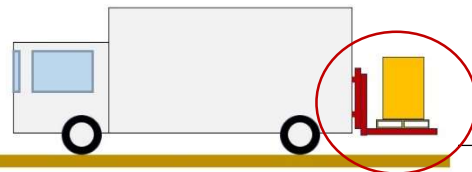


テールゲートリフターの操作業務 に係る特別教育科



労働安全衛生法が改正され、

「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

そのなかで特別教育については令和6年2月に施行となりました。

当協会主催の特別教育では、法令で定められた学科教育と実技教育を実施します。

特に実技教育では、テールゲートリフター付き貨物自動車を使用し、作業者及び作業場周辺の安全確保の知識を学習していただきます。

是非、この機会に受講ください。

日程

令和6年9月3日(火) 学科 9:00~14:10 実技 14:30~16:30

会場

新居浜市ものづくり産業振興センター
新居浜市阿島一丁目5番50号

受講料

17,380円 (協会社員企業の方)
22,000円 (協会社員企業以外の方) (税込、テキスト代込)

定員

20名

申込方法

添付の「受講申込書」に、必要な事項をご記入の上、協会事務局までお申し込みください。申込受付後、受付完了の連絡を電話などでお知らせいたします。講習前1週間前後に「受講確認連絡票」を送付いたします。

※ 当協会の研修は、新居浜市の「人材養成補助事業」、西条市の「人材育成補助事業」の対象です(補助の詳細は、各市にお問合せください。)

応募締切

令和6年8月9日(金曜日) 必着

主催

愛媛県東予地域における、ものづくり人材育成教育の総合支援機関

一般社団法人 新居浜ものづくり人材育成協会

〒792-0896 新居浜市阿島一丁目5番50号

TEL: 0897-47-5601 FAX: 0897-47-5602

E-Mail: info@niihamagenki.jp URL: https://niihamagenki.jp

